

## 消防庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次、第1章、第2章 (略)</p> <p>第3章 作成</p> <p>(文書主義の原則)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(文書の作成等)</p> <p>第12条</p> <p>2 (略)</p> <p>3 歴史的緊急事態(国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなものうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。)に対応する<u>ために行われた業務</u>については、<u>軽微なものを除き</u>、将来の教訓として極めて重要であり、<u>保存期間満了時には原則として国立公文書館へ移管する文書として</u>、記録を作成するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(適切・効率的な文書作成)</p>	<p>目次、第1章、第2章 (略)</p> <p>第3章 作成</p> <p>(文書主義の原則)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(文書の作成等)</p> <p>第12条</p> <p>2 (略)</p> <p>3 歴史的緊急事態(国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなものうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。)に<u>政府全体として</u>対応する<u>会議その他の会合</u>については、将来の教訓として極めて重要であり、記録を作成するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(適切・効率的な文書作成)</p>

<p>第13条 (略)</p> <p>第4章 整理</p> <p>(保存期間)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である<u>期間</u>を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。</p> <p>第5章、第6章 (略)</p> <p>第7章 保存期間の延長、移管、廃棄</p> <p>(保存期間が満了したときの措置)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。<u>ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、第24条第2項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。</u></p> <p>(保存期間の延長)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(移管又は廃棄)</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>第4章 整理</p> <p>(保存期間)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である<u>機関</u>を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。</p> <p>第5章、第6章 (略)</p> <p>第7章 保存期間の延長、移管、廃棄</p> <p>(保存期間が満了したときの措置)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。</p> <p>(保存期間の延長)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(移管又は廃棄)</p>
---	---

第24条 (略)

2～3 (略)

4 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由について、記載するものとする。なお、利用請求に際し、国立公文書館からの確認があった場合は、必要な対応を行うものとする。

5～6 (略)

第8章～第11章 (略)

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行により、従前の消防庁文書管理規則（平成13年消防庁訓令第2号）は廃止する。

附 則（平成27年4月1日消防庁訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 消防庁行政文書取扱規則（平成23年消防庁訓令第2号）の規定に基づき指定された極秘行政文書及び秘行政文書は、それぞれこの訓令の規定に基づき指定された極秘文書及び秘文書とみなし、平成30年3月31日までに秘密期間の定めその他この訓令に規定された措置を講ずるものとする。

附 則（平成30年4月1日消防庁訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

第24条 (略)

2～3 (略)

4 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき箇所及びその理由について、具体的に記載するものとする。

5～6 (略)

第8章～第11章 (略)

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行により、従前の消防庁文書管理規則（平成13年消防庁訓令第2号）は廃止する。

附 則（平成27年4月1日消防庁訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 消防庁行政文書取扱規則（平成23年消防庁訓令第2号）の規定に基づき指定された極秘行政文書及び秘行政文書は、それぞれこの訓令の規定に基づき指定された極秘文書及び秘文書とみなし、平成30年3月31日までに秘密期間の定めその他この訓令に規定された措置を講ずるものとする。

附 則（平成30年4月1日消防庁訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日消防庁訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日消防庁訓令第1号）

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日消防庁訓令第3号）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の消防庁行政文書管理規則（以下「新規則」という。）第16条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、同条第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。
- 3 新規則第16条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。
- 4 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附 則（令和6年4月1日消防庁訓令第〇号）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の消防庁行政文書管理規則第22条第3項及び別表第2の2(6)の①のただし書の規定は、電子決裁システム（EASY）が改修された当該日の属する年度の翌年度の4月1日から施行することとする。

附 則（平成31年4月1日消防庁訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日消防庁訓令第1号）

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日消防庁訓令第3号）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の消防庁行政文書管理規則（以下「新規則」という。）第16条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、同条第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。
- 3 新規則第16条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。
- 4 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
1～22 (略)				
備考 一～四 (略)				
<p><u>五 本表各項の第五欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。</u></p> <p><u>六 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。</u></p>				

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 (略)
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
 

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

  - (1) 業務単位での保存期間満了時の措置
    - ① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置につい

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
1～22 (略)				
備考 一～四 (略)				
<p><u>五 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。</u></p>				

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 (略)
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
 

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

  - (1) 業務単位での保存期間満了時の措置
    - ① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置につい

ては、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置	
法令の制定又は改廃及びその経緯			
1～4（略）			
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯			
5～7（略）			
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯			
8～10（略）			
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯			
11（略）			
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討 その他の重要な経緯	移管
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
		(3)不利益処分に関する重	<u>以下について移管</u>

ては、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置	
法令の制定又は改廃及びその経緯			
1～4（略）			
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯			
5～7（略）			
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯			
8～10（略）			
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯			
11（略）			
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討 その他の重要な経緯	移管
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
		(3)不利益処分に関する重	<u>廃棄</u>

		要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの</u></li> <li>・ <u>公益法人等及び公益信託に関するもの</u></li> </ul>
		(4)補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等の交付の要件に関する文書</li> <li>・ <u>補助事業等実績報告書に関するもの</u></li> </ul>
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの</li> <li>・ 審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの</li> </ul>
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの</li> </ul>
職員の人事に関する事項			
13	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	<u>移管</u>
		(2)職員の研修の実施に関	<u>廃棄</u>

		要な経緯	
		(4)補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等の交付の要件に関する文書</li> </ul>
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの</li> <li>・ 審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの</li> </ul>
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの</li> </ul>
職員の人事に関する事項			
13	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	<u>廃棄</u> <u>※別表第1の備考二に掲げるものも同様とする。</u>
		(2)職員の研修の実施に関	<u>(ただし、閣議等に関わるもの</u>

		<p>する計画の立案の検討 その他の職員の研修に 関する重要な経緯</p>	<p>※別表第1の備考二に掲げるもの も同様とする。 (ただし、閣議等に関わるものに ついては移管)</p>			<p>する計画の立案の検討 その他の職員の研修に 関する重要な経緯</p>	<p>については移管)</p>
		(3)職員の兼業の許可に関 する重要な経緯				(3)職員の兼業の許可に関 する重要な経緯	
		(4)退職手当の支給に関す る重要な経緯				(4)退職手当の支給に関す る重要な経緯	
その他の事項				その他の事項			
14～18 (略)				14～18 (略)			
19	公共事業の実施に関す る事項	<p>直轄事業として実施され る公共事業の事業計画の 立案に関する検討、関係 者との協議又は調整及び 事業の施工その他の重要 な経緯</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費が特に大規模な事業 (例：100億円以上) につい ては、事業計画の立案に関 する検討、環境影響評価、 事業完了報告、評価書その 他の重要なもの</li> <li>・総事業費が大規模な事業 (例：10億円以上) につい ては、事業計画の立案に関 する検討、<u>環境影響評価</u>、 事業完了報告、評価書その 他の特に重要なもの</li> <li>・工事誌</li> </ul>	19	公共事業の実施に関す る事項	<p>直轄事業として実施され る公共事業の事業計画の 立案に関する検討、関係 者との協議又は調整及び 事業の施工その他の重要 な経緯</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費が特に大規模な事業 (例：100億円以上) につい ては、事業計画の立案に関 する検討、環境影響評価、 事業完了報告、評価書その 他の重要なもの</li> <li>・総事業費が大規模な事業 (例：10億円以上) につい ては、事業計画の立案に関 する検討、事業完了報告、 評価書その他の特に重要な もの</li> <li>・工事誌</li> </ul>
20 (略)				20 (略)			
21	国会及び審議会等にお ける 審議等に関する事項	<p>(1)国会審議 (1の項から 20の項ま でに掲げるものを除 く。)</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣の演説に関するもの</li> <li>・会期ごとに作成される想 定問答</li> </ul>	21	国会及び審議会等にお ける 審議等に関する事項	<p>(1)国会審議 (1の項から 20の項ま でに掲げるものを除 く。)</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣の演説に関するもの</li> <li>・会期ごとに作成される想 定問答</li> </ul>



	(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 ・ 審議会その他の合議制の機関（ <u>部会、小委員会等を含む。</u> ）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの
22（略）		

②（略）

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

①（略）

（災害及び事故事件への対処）

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157や新型コロナウイルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空123便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件（オウム真理教対策）など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

（我が国における行政等の新たな仕組みの構築）

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等

（国際的枠組みの創設）

（略）

（革新的又は先端的な技術の研究開発）

スーパーコンピュータ、衛星技術等

	(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 ・ 審議会その他の合議制の機関に関するもの（ <u>部会、小委員会等を含む。</u> ）
22（略）		

②（略）

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

①（略）

（災害及び事故事件への対処）

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、東日本大震災関連、新型コロナウイルス感染症関連等

（我が国における行政等の新たな仕組みの構築）

中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等

（国際的枠組みの創設）

（略）

② 総括文書管理者は〇〇省における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書につ

② (略)

(3) 昭和 27 年度までに作成・取得された文書

昭和 27 年度までに作成・取得された文書(日本国との平和条約(昭和 27 年条約第 5 号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。)は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。

(4)、(5) (略)

(6) 注意事項

① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。

② (略)

③ 保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、1.【I】～【IV】に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある(例：直轄事業として実施される総事業費 10 億円未満の公共事業であっても、歴史的に重要な建造物を修繕した場合や、国会で議論され、国民の関心事項となった事柄等)。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的な重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。

④ 移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてまとめ、移管するこ

いては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

③ (略)

(3) 昭和 27 年度までに作成・取得された文書

昭和 27 年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約(昭和 27 年条約第 5 号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得された文書であり、1の【I】【III】【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4)、(5) (略)

(6) 注意事項

① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。

② (略)

ととする。